

■別表1：色彩基準（景観重点区域以外）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ・ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・ 外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

- ・ 外壁各面で1／20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。

- ・ 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、市長が特別な理由があると認める場合は色彩基準の適用を除外する。

■別表2：色彩基準（景観重点区域）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁、屋根及びシャッター等については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（基本色）

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ・ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・ 外壁各面で1／20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色。

- ・ 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、市長が特別な理由があると認める場合は色彩基準の適用を除外する。

■別表3：色彩基準（景観重点区域の屋外広告物）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○広告物の地色の色彩については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（基本色）

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度10以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度8以下
- ・ その他の色相の場合、彩度6以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、着色していない石材、木材、土、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合はこの限りでない。

(参考) マンセル表色系と色彩基準

枚方市景観計画における色彩基準（外壁基本色）

以下のマンセル表色系に示す各色相の**赤枠内**が外壁に使用してもよい色彩の範囲です。但し、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票等により確認してください。

